

姫路城管理運営業務
公募型プロポーザル募集要項

令和8年8月
姫 路 市

1 募集の概要

本要項は、姫路城市管理運営業務を行うに当たり、業務全般に関して最も適正な理解力、企画力、実施体制及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

(1) 業務名

姫路城市管理運営業務

(2) 履行期間

契約を締結した日から令和12年（2030年）2月28日まで（長期継続契約）

※ ただし、契約を締結した日から令和9年2月28日までは、業務開始の準備期間とし、委託料の支払は生じないものとする。また、下記の提案上限価格には、当該準備期間の必要経費を含めている。

※ 令和9年度（2027年度）以後において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、この場合における賠償額は協議の上定めるものとする。

(3) 履行場所

姫路城有料区域内（建造物を含む。）及び入城口周辺

(4) 業務の目的及び概要

姫路城市管理運営業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録され、かつ業種名「施設運営管理」のうち詳細業種名「施設運営管理」及び業種名「事務委託」のうち詳細業種名「受付案内業務（秘書）」について競争入札に参加する資格を有している、又は令和8年8月末日までに告示第408号第4項に規定する業者登録名簿への登録を申請し、受付され、かつ、役務提供の業種のうち業種「事務委託」の詳細業種「受付案内業務（秘書）」について、契約締結日までに競争入札に参加する資格を有する見込みであること。

(4) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに

法人税に滞納がない法人であること。

(5) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 令和3年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又は観光協会等（公益社団法人日本観光振興協会の会員のうち、「都道府県観光協会・連盟」又は「市町村・その他観光協会」に分類されている団体をいう。）が発注した城郭又は文化観光拠点施設（文化観光推進法に基づき認定された拠点計画又は地域計画上の文化観光拠点施設をいう。）における運營業務（指定管理を含む。）の履行実績を元請として有すること。

(10) 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(11) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局姫路城総合管理室姫路城管理事務所

(以下、「姫路城管理事務所」という。)

〒670-0012 姫路市本町68番地(姫路城三の丸広場北側)

電話 (079) 285-1146

FAX (079) 222-6050

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年(2026年)8月12日から 令和8年(2026年)11月6日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	姫路城管理事務所 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000033651.html)

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年8月12日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年9月2日
3	参加資格確認結果の通知	令和8年9月4日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年9月14日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年9月17日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年10月5日
7	提案内容のヒアリング	令和8年10月19日
8	契約候補者の特定	令和8年10月19日
9	契約候補者の通知	令和8年10月22日
10	契約相手方の決定	令和8年10月29日(予定)
11	契約締結予定	令和8年11月6日(予定)
12	審査結果の公表	令和8年11月9日(予定)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無

について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式１）
- (イ) 業務実績調書（様式２）
- (ウ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (エ) 国税の納税証明書（税務署様式その３の３）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (オ) 関連企業申告書（様式３）
- (カ) 業者登録申請受付票の写し（業者登録を申請中の場合）
- (キ) 決算書（直近１か年分の貸借対象表、損益計算書その他これに準ずるもの）
- (ク) 納付事務に係る業務の人的構成及び組織等の業務体制がわかるもの
- (ケ) 個人情報保護および法令順守に関する方針や体制がわかるもの

イ 提出部数

１部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和８年（２０２６年）８月１２日から 令和８年（２０２６年）９月２日まで
配布場所	姫路城管理事務所 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033651.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

姫路城管理事務所

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和８年８月２８日午前９時から同年９月２日午後４時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前９時から正

午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（提出期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 4 日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 8 年 9 月 14 日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により姫路城管理事務所に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第 5 項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式 4）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

himejijyo@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和 8 年 9 月 14 日午後 4 時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和 8 年 9 月 17 日午前 10 時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

- ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取扱う。
- イ 質問が次項第 1 号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
- ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路城市管理運営業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式 6（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第 1 2 項第 2 号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

姫路城市管理事務所

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和 8 年 9 月 2 8 日午前 9 時から同年 1 0 月 5 日午後 4 時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（提出期間最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1 件とする。

- ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。
- エ 提出された提案資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

- (1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案内容に係る疑義について確認するための聞き取り（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) ヒアリングは、質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。
- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路城管理運営業務委託プロポーザル選定委員会において実施する。
- ウ 姫路城管理運営業務委託プロポーザル審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点
実施方針 (20点)	① 実施方針	・ 要求水準書に記載している管理運営の基本方針に沿った実施方針が提案されているか。	20点

自主事業に関する取組み (40点)	② 事業内容	・提案内容が、来城者の増加につながる魅力的なものであるか。	16点
	③ 来城者の満足度の向上	・提案内容が、姫路城の品格や景観に配慮しつつも、付加価値を高め、来城者の満足度の向上が期待できる内容になっているか。	8点
	④ リピーターの獲得	・提案内容は、リピーター（インバウンドを含む。）の獲得につながる内容となっているか。	8点
	⑤ 情報発信	・提案内容の周知方法は、明確かつアクセスしやすいよう工夫されているか。	8点
人材の育成方法 (20点)	⑥ 雇用方針、人材確保	・雇用のあり方や方針が明確で、スタッフの人員確保が見込めるものとなっているか。また、雇用したスタッフが継続して働いてもらえるような環境づくり（取組）を計画しているか	10点
	⑦ 育成手法	・スタッフの育成手法やスキルアップに関する研修等の内容や実施回数が、適切に計画されているか。	10点
実施体制 (10点)	⑧ 実施体制	・要求水準書等に掲載されている人員配置はもとより、日常業務において発生した事案等に対する情報共有が速やかに行うことができる組織体制となっているか。	10点
合 計			90点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式7に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、1

0 点に第 1 位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。
ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した
提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した
上で、評価点を算出する。

$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の提案金額} / \text{当該提案者の提案金額})$
--

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の平均点と提案金額に関する評価点の合計により
算出する。（満点 100 点）なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が
発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出す
る。

(3) その他

- ア 提案者が 1 者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。
- ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等
を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- オ 契約候補者の特定を令和 8 年 10 月 19 日に行う。特定された契約候補者へは、口頭
又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とな
らなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- カ 特定された契約候補者は、令和 8 年 10 月 29 日午後 5 時までに、本件業務の見積書
を姫路城管理事務所に提出すること。
- キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和 8 年 11 月 9 日を目途に姫路
市ホームページに掲載する。
- ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切
受け付けない。

1.1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約の締結
及び指定公金事務取扱者の指定を行う。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定す
るまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この
場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が 2 人以上あるときは、

前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.2 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により姫路城管理事務所に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者

(2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者

(3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

(4) 提案手続において姫路市公告第416号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者

(5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者

(6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1.4 著作権等

(1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

(2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を姫路城管理事務所まで提出すること。なお、登録業者であり、かつ電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)